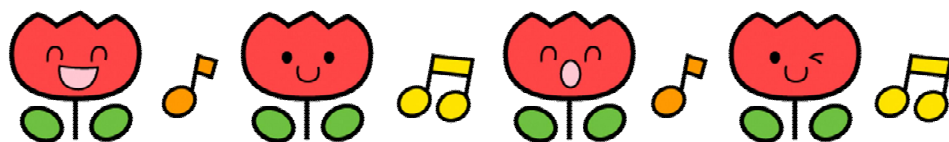


# 大 子 町 保育所等概要及び入所案内



## 給認定について

子ども子育て支援新制度では、3つの認定区分があります。保育所等を利用するには町から次のいずれかの認定を受けることになります。

| 認定区分     |        | 1号認定<br>(教育部分)         | 2号認定<br>(保育部分)        | 3号認定<br>(保育部分)        |
|----------|--------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 対象となる子ども |        | 保育を必要としない<br>満3歳以上の子ども | 保育を必要とする<br>満3歳以上の子ども | 保育を必要とする<br>満3歳未満の子ども |
| 施設区分     | 認定こども園 | ○                      | ○                     | ○                     |
|          | 幼稚園    | ○                      | —                     | —                     |
|          | 保育所    | —                      | ○                     | ○                     |

(利用できる施設には「○」、できない施設には「—」が記されています)

## 保育を必要とする？



「保育を必要とする子ども」とは、就労等により両親が家庭において保育をできない状況にある子どもをいいます(次ページ「保育の認定基準」参照)。また、「保育を必要としない子ども」とは、家庭状況を問わない子どもをいいます。

# 保育の認定基準

2号・3号認定を受けるには、両親共に次のいずれかの理由に該当している必要があります。

## 1. 就労等

### [家庭外労働]

児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合

### [家庭内労働]

児童の保護者が家庭で児童とは離れて日常の家事以外の仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合 ※1



## 2. 妊娠・出産

児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 ※2



## 3. 疾病・障害

児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合 ※3



## 4. 介護等

児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合



## 5. 災害復旧

火災や、風水害や、地震などの災害があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合



## 6. 求職活動

児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合 ※4



## 7. 就学

児童の親が就学(職業訓練校等)における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合



## 8. 虐待・DV

虐待・DVの恐れがある場合



## 9. その他

上記に類する状態として、町長が認める場合

### ※1. 就労等を理由とする場合

常態的に48時間/月以上の就労時間となります。

### ※2. 妊娠・出産を理由とする場合

入所期間は出産月の前2か月になったときから産後2か月までとします。また、妊娠の場合は母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日のページ)を提出してください。なお、途中で要件が変更になった場合でも保育実施期間は満了となり、原則産後2か月で退所となります。

### ※3. 疾病等を理由とする場合

入所期間は原則3か月とします。それ以降は、状態を確認するために入所期間満了月の10日までに診断書の提出をしてください。期限までに提出がない場合は退所となります。なお、提出を求める連絡等はしていませんのでご注意ください。

### ※4. 求職活動を理由とする場合

入所期間は最長で3か月となります。それ以降は退所となります。また、毎月「求職活動報告書」を提出してください。入所期間満了月の10日までに就労証明書等を提出してください。期限までに提出がない場合は退所となります。

★ 産休及び育児休暇中の場合、保護者が在宅であるため新規での申込みはできません。ただし、復職が早まる場合は健康こども政策課にご相談ください。

## 保育標準時間と保育短時間の利用区分

2号・3号認定になる方は、保護者の方の就労時間等によって、「保育標準時間」と「保育短時間」の利用にわかれれます。

| 区 分    | 対 象 者                                                    | 保育可能時間   |
|--------|----------------------------------------------------------|----------|
| 保育標準時間 | 主にフルタイム就労の世帯が対象<br>就労時間：120時間/月以上<br>妊娠・出産、災害復旧、虐待またはDV等 | 1日最大11時間 |
| 保育短時間  | 主にパートタイム就労の世帯が対象<br>就労時間：48時間/月以上120時間未満                 | 1日最大8時間  |

※保護者のうち就労時間の短い方を基準にします。

## 保育の実施期間について

保育所を利用できる期間は、小学校入学前の3月末日までの保護者が希望される期間ですが、次のとおり保育を必要とする理由により保育の実施期間が異なります。

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 就労等    | その年度末の3月31日まで（雇用期間の定めがある場合には、その月末まで）         |
| 妊娠・出産  | 出産月の前2か月になったときから出産後2か月までの期間（ただし、年度末の3月31日まで） |
| 疾病・障害  | 必要でなくなるまでの期間（その年度末の3月31日まで）                  |
| 介護・看護等 | 必要でなくなるまでの期間（その年度末の3月31日まで）                  |
| 災害復旧   | 災害の復旧に必要な期間（その年度末の3月31日まで）                   |
| 求職活動   | 入所月を含む3か月間（ただし、年度末の3月31日まで）                  |
| 就 学    | 就学期間（その年度末の3月31日まで）                          |
| 虐待・DV  | その理由に応じて決定します（ただし、その年度末の3月31日まで）             |
| その他    | 上記に類する状態として町長が認める場合（ただし、その年度末の3月31日まで）       |

## 入所の申込期間について

| 入所希望月  |              | 受付期間                   |             |
|--------|--------------|------------------------|-------------|
| 令和8年4月 |              | 令和7年11月4日(火)～11月18日(火) |             |
| 入所希望月  | 締切日          | 入所希望月                  | 締切日         |
| 5月     | 令和8年4月10日(金) | 11月                    | 10月9日(金)    |
| 6月     | 5月8日(金)      | 12月                    | 11月10日(火)   |
| 7月     | 6月10日(水)     | 1月                     | 12月10日(木)   |
| 8月     | 7月10日(金)     | 2月                     | 令和9年1月8日(金) |
| 9月     | 8月10日(月)     | 3月                     | 2月10日(水)    |
| 10月    | 9月10日(木)     |                        |             |

受付時間：午前8時30分～午後5時【土・日曜日、祝日を除く】

申込み先：健康こども政策課 こども家庭センター(保健センター内)

※ 4月入所の受付期間を過ぎてのお申込みに関しては、入所説明会や準備の都合により、原則令和8年5月1日からの入所申込みになります。詳細は健康こども政策課までご相談ください。

## 入所申込みに必要なもの

申込みに来庁した方の身元確認のため、マイナンバーカードや運転免許証等のご提示をお願いしています。

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 ※必ずマイナンバーを記載してください。
- 2 同一世帯全員分のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード 等)
- 3 保育施設等入所申込書
- 4 保育施設等入所調査書
- 5 保育を必要とする証明書類(P5 参照)

※ 1・3・4は児童一人につき各一部ずつ必要となります。5は保護者(祖父母含む)一人につき各一部ずつ必要となります。 ※コピー不可

・保護者(父・母)及び同居する祖父母(65歳未満)それぞれ必要です。

- ・祖父母と同居の範囲とは、同一敷地内及び同一敷地内程度の範囲で居住する場合です。
- ・就労状況が自営・専従者、農業、内職等の方は税の申告を必ず行ってください。また、税の申告書等の写しも添付してください。（就労としての収入が確認できない場合は、退所していただく場合があります。）
- ・妊娠・出産で申込まれた方で、途中で保育を必要とする要件が変更になった場合でも、原則は産後2か月をもって保育実施期間満了（退所）となります。
- ・産休及び育休の開始・終了時には、就労証明書を提出してください。

## 保育を必要とする証明書類一覧

| 入所の要件  |        | 必要な書類                                                       |
|--------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 就<br>労 | 家庭外労働  | ・就労証明書                                                      |
|        | 自営・専従者 | ・就労証明書<br>・税の申告書等の写し（必要に応じて給料明細、出勤簿の写し等）                    |
|        | 農業・専従者 |                                                             |
|        | 内職     |                                                             |
| 疾病・看病等 |        | ・申立書<br>・身体障害者・療育・福祉手帳・介護保険証等（マイナンバーで確認します。）または診断書          |
| 妊娠・出産  |        | ・申立書<br>・母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページ）または診断書                       |
| 災害復旧   |        | ・申立書<br>・り災証明等                                              |
| 求職中    |        | ・申立書（就職あっせん機関等登録の証明等の写しを添付してください。）<br>・求職活動報告書（毎月提出してください。） |
| 就 学    |        | ・申立書（在学証明書等の写しも添付してください。）                                   |
| 虐待・DV  |        | 別途相談してください。                                                 |
| その他    |        | 別途相談してください。                                                 |

※ 保育を必要とする証明書類は、都度求める場合がありますのでご承知おきください。

※ 税の申告書の写し等の提出を求める場合があります。

## 税関係の証明書類（太子町へ転入された方）

課税証明書及び障害者手帳等の提出は、マイナンバー制度を利用した情報連携に伴い、（平成30年10月9日から）省略可能となりました。

※ 必要に応じて提出をお願いする場合があります。

## その他

必要に応じて、前頁に掲げる以外の書類の提出を依頼する場合がありますのでご協力をお願いします。また、入所決定の前後に関わらず入所申込書の内容（住所・世帯構成・勤務先・産休及び育休になった等）に変更が生じたときは、必ず健康こども政策課まで連絡してください。

## 入所の決定について

入所の決定は、保育選考会にて、希望保育所との協議を行い、選考基準に基づき入所の選考を行い、保育が必要な状態を総合的に判断し、決定しています。第1希望の人数が希望保育所の受入れ人数を超える場合や、同じ年齢の児童が集中し、クラス編成が困難な場合は、保育必要度の高い児童から優先的に入所を決定します。

1. 選考基準として、父母共働きまたはひとり親家庭で、勤務時間の長い方は優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職活動中の方は優先度が低くなります。保育が必要な度合いをそれぞれ点数化し、総合的・客観的に選考します。また、全体の定員を超過していない場合でも、年齢に応じての定員超過により入所できない場合があります。
2. 4月入所の結果は、毎年2月上旬頃に通知を予定しています。年度途中入所の選考結果は、入所希望月の前月下旬頃に予定しています。
3. 疾病等及び求職中の方の方は、保育実施期間満了月の10日（10日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）までに診断書または就労証明書等の提出をお願いします。保育選考会にて審査をします。
4. 入所後に第2子以降の妊娠で産休及び育休となった方は、就労証明書（産休及び育休用）の提出をお願いします。また、待機児童等が発生した場合には、保護者が在宅であるため、退所いただく場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

## 入所が決定した場合

「支給認定証」と「入所承諾通知書」を通知します。なお、「支給認定証」は申請があった日から30日以内に通知することとされていますが、4月入所分については、申請が集中し審査に時間がかかるため「入所承諾通知書」と合わせて通知します。

各保育所で面接及び入所に関する説明を行います。面接の日程等については、公立保育所に関しては、保育所入所承諾通知書と一緒に封書にて連絡します。私立保育園に関しては、入所承諾通知後に園から直接日程等の連絡がいきます。その後、保育料が決定しましたら「利用者負担決定通知書」を通知します。

保育の実施期間は、要件により異なりますが(P3参照)、最長その年度の3月31日までとして決定されます。その後は、毎年秋頃に翌年4月以降も継続利用申請(現況確認)を行っています。

## 入所できない場合

選考の結果、定員超過などにより希望する月からの入所が困難な場合は、「入所保留通知書」を通知します。

## 保育料について

大子町に住所を有する方(町から支給認定を受けた方)の保育料は無料です。(子育て支援策の一環として、平成27年4月から実施)

ただし、保護者会費、教材費等の個人負担は別途発生します。

## 年齢の基準日について

保育所の年齢は、毎年4月1日を基準日としています。(下表は令和8年4月1日基準)

| 年齢<br>(クラス) | 3歳児未満児(3号認定)      | 年齢<br>(クラス) | 3歳以上児(2号認定)       |
|-------------|-------------------|-------------|-------------------|
|             | 生 年 月 日           |             | 生 年 月 日           |
| 0歳          | 令和7年4月2日～         | 3歳          | 令和4年4月2日～令和5年4月1日 |
| 1歳          | 令和6年4月2日～令和7年4月1日 | 4歳          | 令和3年4月2日～令和4年4月1日 |
| 2歳          | 令和5年4月2日～令和6年4月1日 | 5歳          | 令和2年4月2日～令和3年4月1日 |

※ 0歳児は生後6か月を迎えた翌月からお預かりできます。また、お預かりできる施設は頃藤保育所及びいけだ保育園のみとなります。

## 入所後について

### ◆入所当初の保育時間◆

入所当初は、お子さんがスムーズに保育所の生活に慣れるように「ならし保育」を実施しています。お子さんは、突然環境が変わると不安になります。そのため、家庭の延長のように少しずつ保育所で楽しく遊んだり、ご飯を食べたりして、保育所の担当保育士との関係を築いていき、徐々に保育時間を延長していきます。ならし保育の期間は、各保育所でそれぞれ期間が違ってきます。詳しくは、希望する保育所へ確認してください。

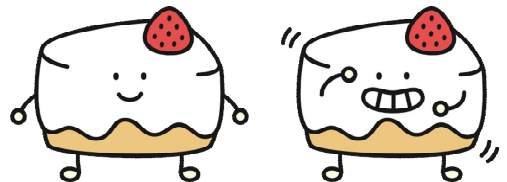
早朝及び夕方は、早番勤務・遅番勤務の職員が2名程度で対応しています。児童の送迎時間にご協力をお願いします。また、土曜日などの保育が可能な日は、家庭保育にご協力をお願いします。育児休暇中の方も、保護者が在宅であるため、家庭保育にご協力ください。

### ◆食事◆

3歳未満児 昼食(ごはん・おかず)・おやつ(午前10時と午後3時)

3歳以上児 昼食(おかず)・おやつ(午後3時)

※ 食物アレルギーをお持ちのお子さんに関しては、事前に健康こども政策課または各保育所に相談してください。



### ◆災害共済給付制度◆

保育所で児童が負傷した場合などに、(独)日本スポーツ振興センターから医療費や見舞金等を給付される制度があり、入所と同時に加入していただきます。

加入保険料 1人当たり年額365円。

※年によって額が変更になることがあります。

### ◆要件等変更◆

保護者の保育が必要な要件や家庭状況等が変更になった場合には、速やかに健康こども政策課または通っている保育所(園)に連絡し、変更になった必要書類を提出してください。

## 広域保育

町外での保育が必要となった場合、希望する保育所等が所在する市町村との協議を行い、利用できる保育です。（里帰り出産、就労等で送迎の利便性などの理由が必要です。）

受け入れ先の市町村も広域入所を行っていることが前提となります。

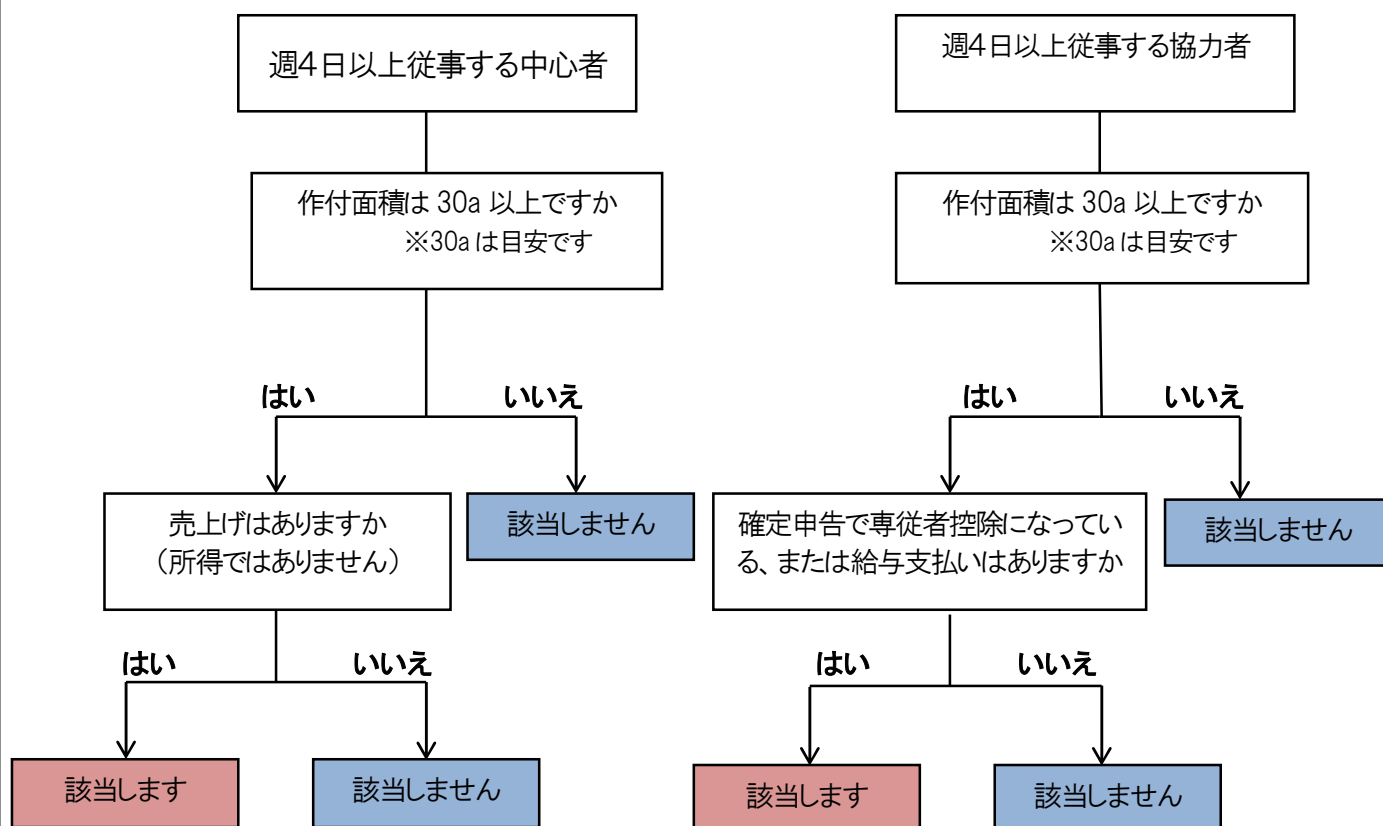
詳しくは健康こども政策課に相談してください。

## 自営業・農業従事で就労証明書を提出する方へ

令和8年度（令和7年分）の確定申告を必ず行ってください。

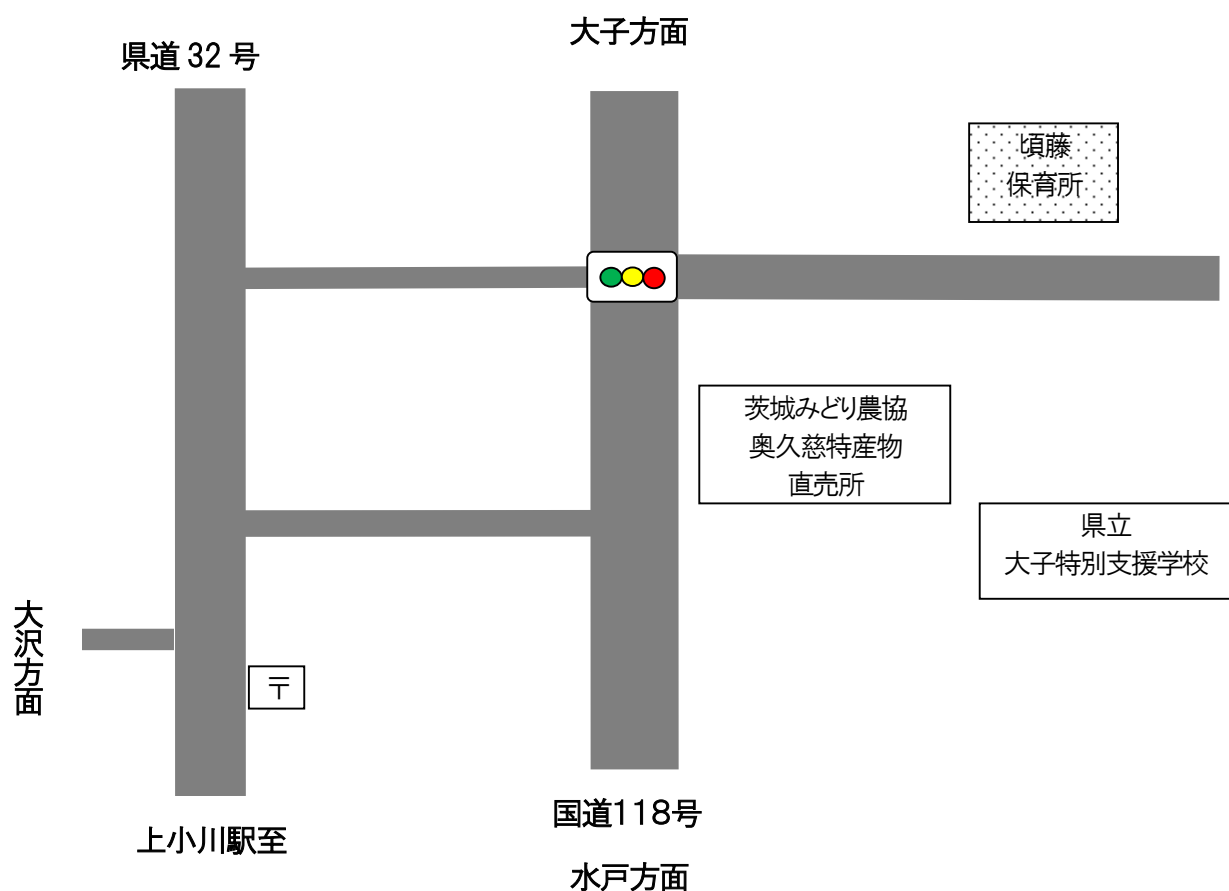
※ 税の申告書の写し等の提出を求める場合があります。

### 農業に従事し、保育を必要とする事由に該当する場合は？

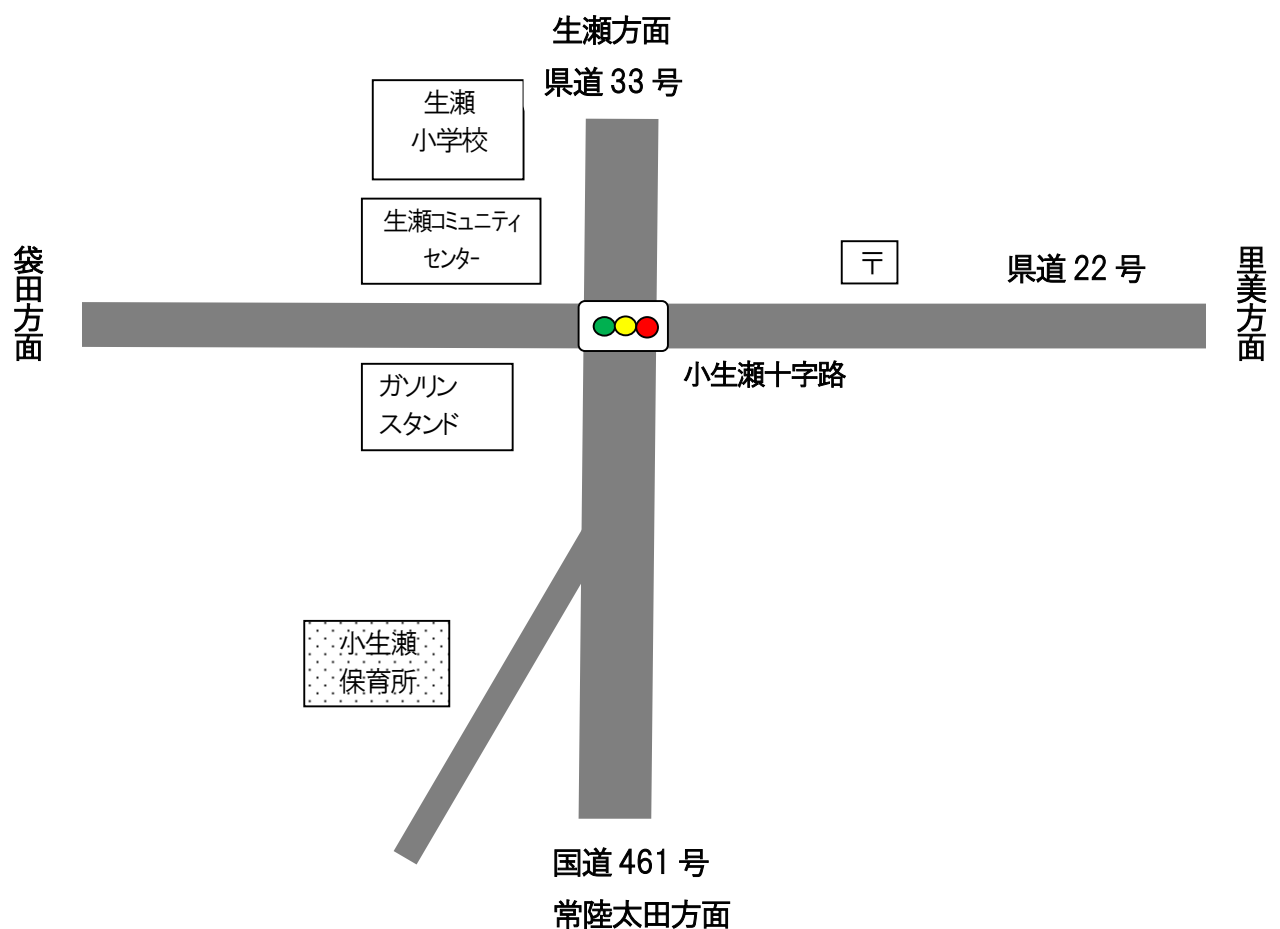


## 町内施設概要

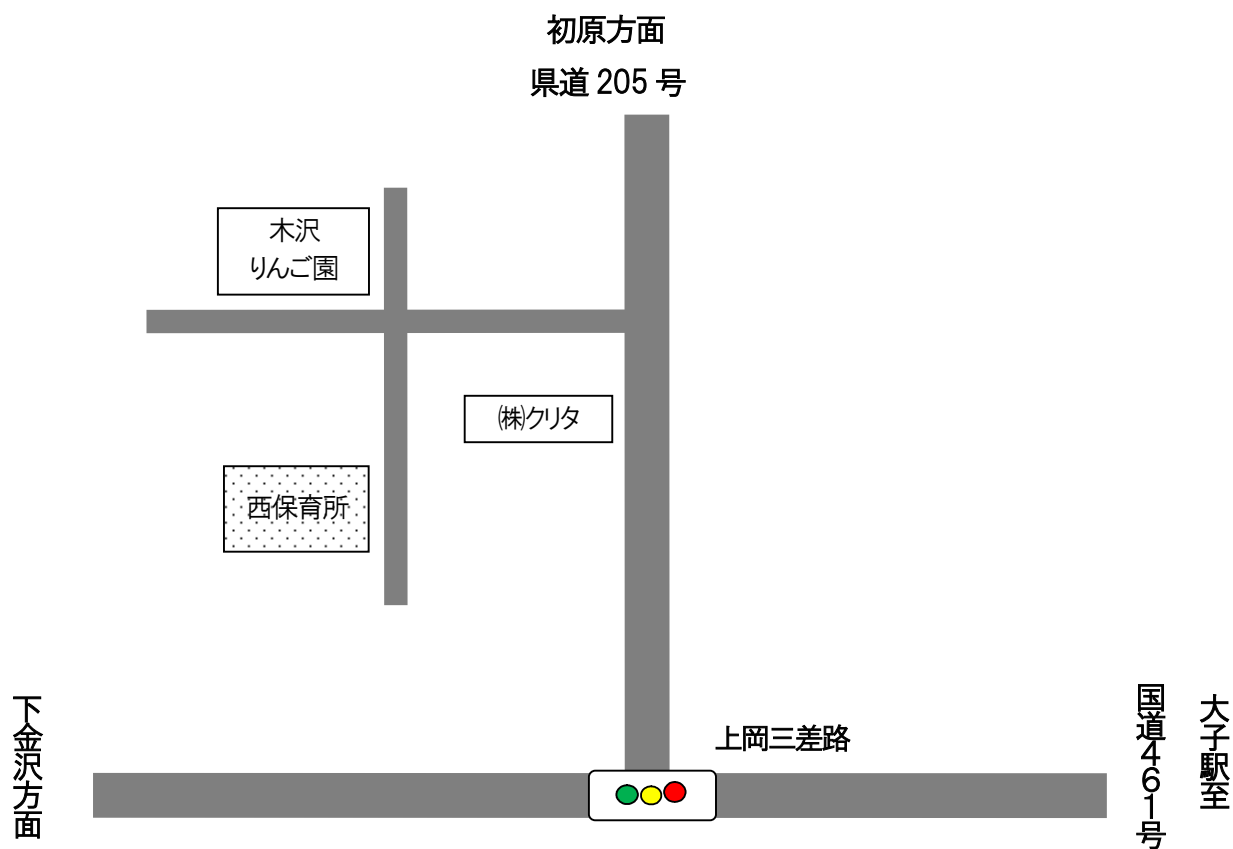
|        |                                                                   |       |              |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 施設名称   | 頃藤保育所                                                             | 施設区分  | 公立保育所        |
| 施設所在地  | 太子町大字頃藤 3701                                                      | 電話番号  | 0295-74-0203 |
| 設置運営   | 太子町                                                               | 施設定員数 | 45名          |
| 利用定員数  | 2号認定(3～5歳) 24名                                                    |       |              |
|        | 3号認定(0～2歳) 21名                                                    |       |              |
| 開所時間   | 平 日:午前7時30分 ～ 午後6時30分<br>土曜日:午前7時30分 ～ 午後1時                       |       |              |
| 休所日    | 日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他町長が必要と認めた日                           |       |              |
| 保護者負担金 | ・保護者会費 月額500円 ・絵本代 320～450円程度<br>・遠足等のバス代 ・その他通常必要とされ、保護者負担が適当なもの |       |              |



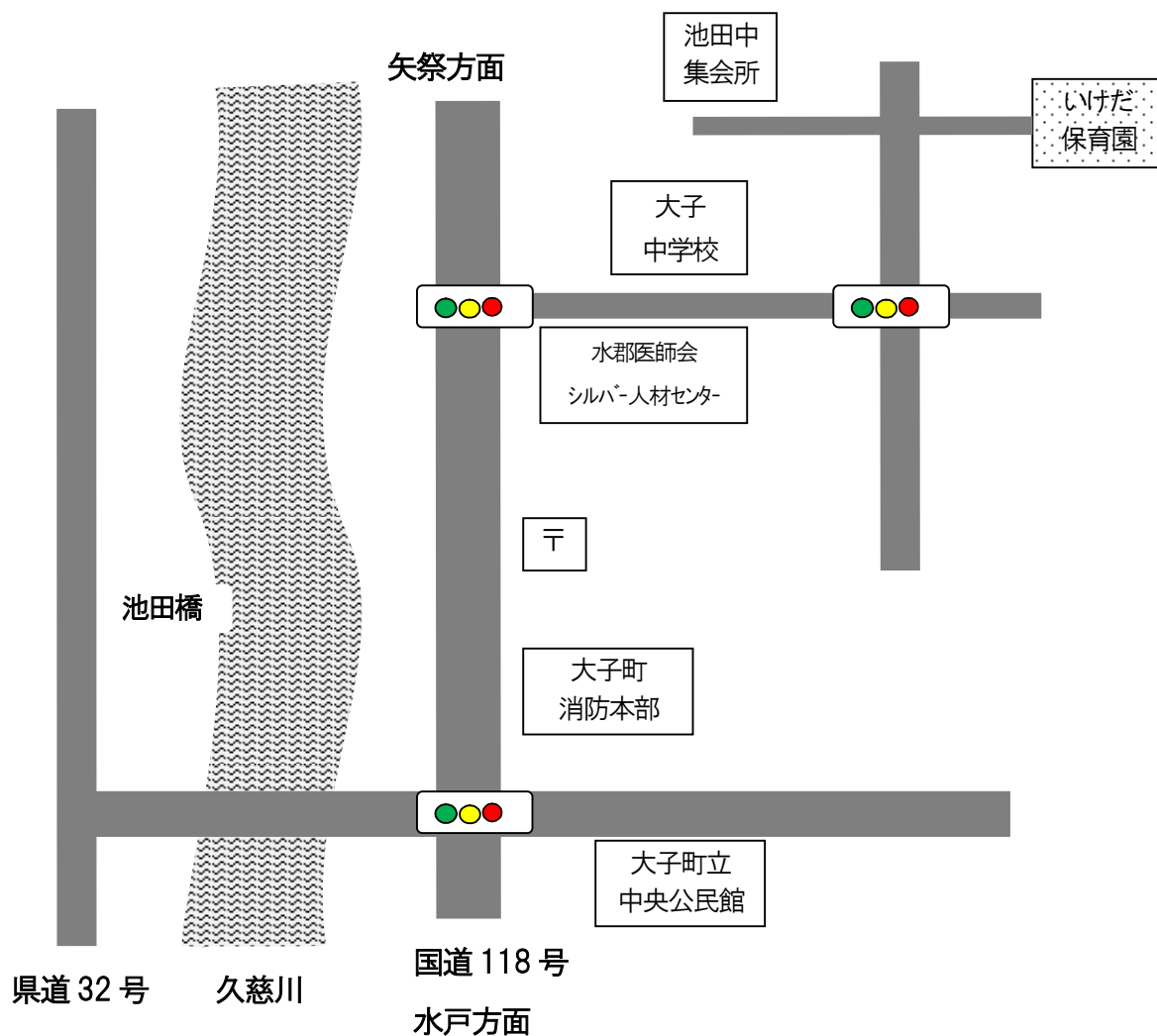
|        |                                                                   |       |              |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 施設名称   | 小生瀬保育所                                                            | 施設区分  | 公立保育所        |
| 施設所在地  | 大子町大字小生瀬 4045                                                     | 電話番号  | 0295-76-0019 |
| 設置運営   | 大子町                                                               | 施設定員数 | 45名          |
| 利用定員数  | 2号認定(3～5歳) 25名                                                    |       |              |
|        | 3号認定(1～2歳) 20名                                                    |       |              |
| 開所時間   | 平日:午前7時30分 ～ 午後6時30分<br>土曜日:午前7時30分 ～ 午後1時                        |       |              |
| 休所日    | 日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他町長が必要と認めた日                           |       |              |
| 保護者負担金 | ・保護者会費 月額500円 ・絵本代 320～450円程度<br>・遠足等のバス代 ・その他通常必要とされ、保護者負担が適当なもの |       |              |



|        |                                                                   |       |              |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 施設名称   | 西保育所                                                              | 施設区分  | 公立保育所        |
| 施設所在地  | 大子町大字芦野倉 401                                                      | 電話番号  | 0295-72-8383 |
| 設置運営   | 大子町                                                               | 施設定員数 | 45名          |
| 利用定員数  | 2号認定(3～5歳) 25名                                                    |       |              |
|        | 3号認定(1～2歳) 20名                                                    |       |              |
| 開所時間   | 平日:午前7時30分 ～ 午後6時30分<br>土曜日:午前7時30分 ～ 午後1時                        |       |              |
| 休所日    | 日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他町長が必要と認めた日                           |       |              |
| 保護者負担金 | ・保護者会費 月額500円 ・絵本代 320～450円程度<br>・遠足等のバス代 ・その他通常必要とされ、保護者負担が適当なもの |       |              |



|        |                                                                   |       |              |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 施設名称   | いけだ保育園                                                            | 施設区分  | 私立保育園        |
| 施設所在地  | 太子町大字池田1806                                                       | 電話番号  | 0295-72-2295 |
| 設置運営   | 社会福祉法人 清和会                                                        | 施設定員数 | 110名         |
| 利用定員数  | 2号認定(3～5歳) 71名                                                    |       |              |
|        | 3号認定(0～2歳) 39名                                                    |       |              |
| 開園時間   | 平 日:午前7時15分 ～ 午後6時30分<br>土曜日・祝休日:平日に同じ                            |       |              |
| 休園日    | 日曜日、年始(1月1日～3日)                                                   |       |              |
| 保護者負担金 | ・保護者会費 月額500円 ・絵本代 360～420円程度<br>・遠足等のバス代 ・その他通常必要とされ、保護者負担が適当なもの |       |              |



## 病児・病後児保育事業

お子さんが病気療養中または病気の回復期にあり、保護者が勤務の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるときに、町が委託する医療機関でお子さんを一時的にお預かりする事業です。



○対象児童：生後2か月から小学校6年生までのお子さん

○利用施設：保内郷病児保育室「ひまわり」（保内郷メディカルクリニック内）

○利用時間：月曜～土曜日 午前8時～午後5時30分

○利用料金：1日 お子さん1人当たり 2,000円 ※昼食代は実費負担となります。

半日                    //                    1,300円

（延長する場合は30分増すごとに 200円 を加算）

○申込先：保内郷メディカルクリニック(0295-72-0179)に電話予約をしてください。

## 一時保育事業

病気やけが、冠婚葬祭、育児疲れなど、保護者の事情で緊急・一時的に家庭での保育が困難となった場合、一時的にお子さんをお預かりする制度です。

○利用施設：いけだ保育園(0295-72-2295)

○対象児童：保育所や幼稚園に在籍していない満3歳以上のお子さん

※3歳未満のお子さんについては、事前に保育園へ相談してください。

○利用時間：月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

○利用料金：1日(4時間30分以上の場合) 2,000円

半日(4時間30分未満の場合) 1,300円

1時間当たり 500円

（延長する場合は30分増すごとに 200円 を加算）

○申込先：利用する保育園に申し込んでください。



〈問合せ先〉 ☎319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子 1846 番地  
大子町役場 健康こども政策課 こども家庭センター(保健センター内)  
☎0295-72-6611